

## 令和3年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年2月19日（金）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時56分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 大 谷 健  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍  
指 導 主 事 長 峯 貴 弘  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 4人

令和3年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 令和3年2月19日（金）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第6号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 3 議案第7号 西東京市教育委員会の職員定数の見直しに対する意見について
- 第 4 議案第8号 西東京市立学校の校長の人事について
- 第 5 議案第9号 西東京市公民館運営審議会委員の解任について
- 第 6 議案第10号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 7 報 告 事 項 下野谷遺跡整備事業に係るクラウドファンディング（実績報告）
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和3年第2回定例会  
(2月19日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和3年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 日程第2 議案第6号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田社会教育課長 議案第6号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、につきまして提案理由を説明申し上げます。

本条例は、学校教育法及び社会教育法の規定に基づき社会教育そのほか公共のために市立学校の施設を使用することについて定めるものでございます。

本議案は、中原小学校の新校舎多目的室及び特別教室における使用料を新たに設定するため、本条例の一部改正について市長に申出をするものでございます。

恐れ入りますが、議案書を3枚おめくりいただき、西東京市立学校施設使用条例新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

改正案の別表第2に中原小学校の欄を追加するほか、保谷中学校と青嵐中学校の表記の順番を整理しております。中原小学校の使用料につきましては、使用料等審議会からいただいた答申に基づき、令和2年第11回教育委員会定例会で報告した内容となっております。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

施行日につきましては、令和3年5月1日とし、6月1日以後の学校施設使用の使用料から適用することといたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第6号 西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第7号 西東京市教育委員会の職員定数の見直しに対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育部長 議案第7号 西東京市教育委員会の職員定数の見直しに対する意見について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市教育委員会の職員定数を見直し、西東京市職員定数条例

の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたことから、本定例会にお諮りし、教育委員会からの回答について御審議いただくものでございます。

議案書2枚おめくりいただきたいと思います。資料、西東京市教育委員会の職員定数の見直しについてでございます。こちらを御覧いただきたいと思います。今回の見直しの趣旨でございます。

まず、1、西東京市職員定数条例における職員定数についてでございます。地方自治法の規定により、地方公共団体の職員の定数は条例で定めることとされてございます。また、本条例で定める職員定数は、これを上回ることでできない職員の上限数と解釈されていることから、一定程度余裕を持って設定する必要がございます。

次に、2、本条例における教育委員会の職員定数と実際の配置の現状、そして今回の見直し案でございます。表を御覧いただきたいと思います。

現行の条例では、「教育委員会の事務局の職員」の定数が55人となっており、これに対し、実際の定数配置は54人となっております。また、「教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に属する職員」の定数が122人、これに対し、実際の定数配置は72人となっております。これを見直し、「教育委員会の事務局の職員」と「教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に属する職員」との区分をなくし、合計で130人といたしまして定める案が示されたものでございます。

3の見直しの必要性及び4の見直しの方向性でございますが、「学校及び学校以外の教育機関に属する職員」につきまして、技能労務職員の退職者不補充に伴い条例上の職員定数と実際の配置定数との乖離が拡大する一方で、「教育委員会の事務局の職員」については、GIGAスクールの導入など、今後の教育行政の体制強化も見据え、本条例における教育委員会の職員定数を見直し、上限を引き上げる必要があること。

それから、多摩26市におきましては、「教育委員会の事務局の職員」と「学校及び学校以外の教育機関に属する職員」とを分けて定数を定めている自治体は本市のみとなっていることから、他自治体に倣い教育委員会の職員に統合して職員定数を定めることが市長より示されているところでございます。また、改正後の本条例で定める教育委員会の職員の職員定数については、令和3年度の定数配置の見込み数と今後の技能労務職員の退職者不補充に伴う定数への影響を加味し、130人とすることが示されてございます。

この西東京市教育委員会の職員定数の見直しについて、教育委員会から市長に対し異議がない旨を回答するため、本議案を提出させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 定数の関係で、教育委員会については国の法律ですよね。もう一つは職員定数、地方自治法のほうで引用されている部分がありますので、これは、定数を見直すというのは、市全体を見直した中で、教育委員会関係は教育委員会の意見を聞いて出さないということで今回来たという理解でよろしいですね。

○掛谷教育企画課長 今回の条例につきましては、定数条例につきましては何回かやはり改正

はされてございます。教育の部門につきましては、過去に一度だけ改正がされてございます。今回の改正につきましては、教育委員会の部分につきましては、先ほど説明させていただきましたG I G Aスクールの関係等でございますので、そういったところの弾力性を持たせるためにこちらの部分だけを改正するというので、今調整されているというところでございます。

○米森教育長職務代理者 そうしますと、今回、定数関係は、教育委員会に係る部分の定数を是正しますということでこういう手続に入ったということでよろしいでしょうか。

○掛谷教育企画課長 定数条例のうち、改正の部分は教育委員会のみということでなっております。

○米森教育長職務代理者 ということでですね。そうしましたら、中身では、今まで177、多分これまでずっとこの形態で来て、現実に合わせてということで、フレキシブルに対応ということでされているので妥当かなと思います。あとは人数的に今後のことを考えて、やはりG I G Aスクールとありますように、多分業務の増加というのを考えながら、是非人数面は措置していただきたいというふうに思います。

○山田委員 今の確認なんですけれども、現行の条例上の定数が177、それを130にするという理解でよろしいんですね。

○掛谷教育企画課長 お見込みのとおりでございます。

○山田委員 そうすると、現在の定数の配置が126人ですから、条例上の上限が130に減っちゃうと、余裕は4名しかない。それで、今後の例えばG I G Aスクールだとか、そういう弾力的に運用できるんですか、4名で。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、まず「教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に属する職員」というところでございます。条例上は122人となっておりますが、まず、市全体の定数管理の関係で、技能労務職につきましては退職者不補充となっておりますので、数字上で見ますと今かなり余裕があるようには見えるんですが、実際には弾力がほとんどない形になってございます。

特に上の段の事務局職員のところにつきましては、1人しか今余裕がないところがございますので、毎年定数等につきまして市長部局とお話しする際にも、やはりこの条例のところの上限がどうしてもございますので、そういったあたりがネックとなっていた部分がございます。

です。ので、実際のところで勘案しますと、現行126人となっておりますので、4人しかないという見方はできますが、逆に言うとその4人の範囲で動けるようになっているというところがございますので、私どもといたしましては弾力的な運用というところが少し進むのかなというふうには考えているところでございます。

○山田委員 すみません、理解が悪いんですけれども、現行の条例では177が定数で、定員で、それで126人、減員がいるわけだから50人ぐらい弾力的に運用する気になればできるということじゃないんですか。

○掛谷教育企画課長 主に今の区分の、先ほどの学校及び学校以外の教育機関に属する部分ということであれば、条例上の定数だけで見ればそういった形にはなります。

○山田委員 だから、垣根を取っ払って一緒にすることは、全く問題ないと思うんですけれど

も、一緒にしたときの現行の条例では177が上限なわけですよ。それが今回は130に落としちゃうという話ですよ、47人も。そうすると全く、今の現状と照らし合わせると4名の余裕しかないような、余裕がなくなるんじゃないかというふうに単純に思えるんですけども。例えばこれが140人とか、減らさなきゃいけないと、要するに現実に乖離している部分を現実に近づけるんだというようなことであつたとしても、余裕を見越したら130なんていう数字よりもちょっと上にしたほうがいいんじゃないかというのが、私なんかは思うんですけども。

- 掛谷教育企画課長 定数条例上、上限という形になりますので、そういった意味で見ればお話しいただいているような形になるかとは思いますが、ただし、全体の定数管理の中で、どうしても技能労務職につきましては、現状これまで技能労務職が大分減ってきてございますので、合併当時は大勢いた職員が今大分減ってきているところがございます。そこは定数管理上増えることがどうしてもできない形にはなっていますので、実際にはそこで調整することはできない形になってございます。

そういったところが今回合わさることによりまして、4人ではございますけれども調整することができる、また今後も技能労務職につきましては退職者が順次出ていきますので、そういったあたりにつきましては少しずつ弾力の部分という幅、調整の幅も少しずつ広がることも考えられますので、現状としては130人ということで設定していただいているというところで、直近につきましてはこちらのほうで充足するのかなというふうに考えているところでございます。

- 山田委員 しつこくてすみません。退職者不補充の問題点も垣根を取っ払えば解決するわけですよ。弾力的な運用ができる。
- 飯島教育部長 山田委員のおっしゃっていることはよくわかります。定数の総数を177でもいいじゃないかということだと思います。

○山田委員 そうです。

- 飯島教育部長 そのぐらいしっかりとキャパシティーを持っていけば、新たな教育行政の需要に対して応えられるんじゃないかということだと思います。ただ、先ほどから教育企画課長が説明しているとおり、定数管理という課題が市全体としての課題としてございますので、我々といたしましては、例えば今回G I G Aのところでも、教育指導課では定数2増という形でつけていただいております。

ですので、必要であれば、その都度その都度条例の見直しというのはしていく必要があると思いますので、また新たな教育需要が必要となつて、職員が必要となつた場合についてはまた新たにこちらのほうから申出をして、条例改正のお願いをするというようなことも、対応はその都度していくものだというふうに思っています。なので、今は現状、実態にあわせてこういった形で4増の形で定数を設定させていただいているということになるかと思えます。

- 山田委員 私たちも国家公務員だったころの定数要求というものの大変さが身にしみているので、一旦削減されたものは決してもとは戻らないと。だから、その辺のことを鑑みると、こんな妥協しちゃって大丈夫なのかなというのが若干あつたんですよ。せつかく50人も余

裕がある定員設定になっていて、それを現実に近づけるというのであれば、もう少し妥協点を上に設定してもよかったのではないかと。

教育部長がおっしゃるように、今後本当に必要になったときにはまた条例改正で行けるということであれば、現場の皆様方がこの数字で大丈夫なんだということであれば、我々も安心して賛成ができるんですけれども、そういうことで大丈夫なんですね。

○飯島教育部長 そうですね。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第7号 西東京市教育委員会の職員定数の見直しに対する意見について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第8号 西東京市立学校の校長の人事について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第8号 西東京市立学校の校長の人事について、提案理由等説明申し上げます。

本議案につきましては、本年度途中で市立中学校長が退職したことに伴い東京都教育委員会から退職日の確定連絡があったため、本日、本定例会において議案を提出させていただくものになります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第8号 西東京市立学校の校長の人事について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 議案第9号 西東京市公民館運営審議会委員の解任について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高田公民館長 議案第9号 西東京市公民館運営審議会委員の解任について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、学校長の退職に伴い、西東京市公民館運営審議会委員1名の解任について、教育委員会事務委任規則第2条第8号の規定に基づき提案するものでございます。

なお、現在の第10期西東京市公民館運営審議会委員の任期は、令和3年4月までであることから、現段階では後任の学校長の委任は行わず、第11期の公民館運営審議会委員を改めて委任する予定でございます。



よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第9号 西東京市公民館運営審議会委員の解任について、を採決いたします。  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第6 議案第10号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 議案第10号 西東京市教育委員会表彰について、説明申し上げます。

西東京市教育委員会表彰は、西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するものでございます。

本議案は、公の競技会、コンクール等で優秀な成績をおさめ、他の模範となる行為のあった児童・生徒の皆様、また学校教育に貢献された方々計21人に対する表彰について提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

1枚おめくりください。こちら資料①でございます。被表彰候補者の一覧でございます。

続きまして、もう1枚おめくりください。資料②でございます。こちらはそれぞれの被表彰候補者の表彰理由等をまとめたものでございます。

こちら1番から14番は、西東京市教育委員会表彰規則第2条に該当する「市立学校に在学する児童及び生徒」を対象としたものでございます。

このうち1番から10番、森田陽奈さん、佐野健太さん、仁田水咲良さん、橋村妃翔さん、小野湊空さん、松下湊さん、中村エドワード漸さん、中村エリザベス永理さん、森田奈々さん、山田展平さんは、公の競技会またはコンクール等に参加し優秀な成績をおさめた方々でございます。

続きまして、11番から14番、金澤しいかさん、黒岡優菜さん、鈴木紫帆さん、鈴木莉帆さんは、西東京市立図書館発行の情報誌「CATCH」の編集に自ら応募し、若年層の図書館利用率向上について提案するなど、校内のみならず、市内の読書活動の推進に大きく貢献されました。

続きまして、資料を1枚おめくりください。こちら、規則第4条に該当する市立学校に勤務する教職員の方々及び教育委員会が委嘱する非常勤特別職の方々に、特に功績のあった皆様でございます。

15番から18番、赤羽芳郎さん、保谷力さん、屋宮茂穂さん、林祐司さんは、西東京市立学校の校長を務め、本市の教育の発展、充実のために御尽力いただきました。

19番及び20番の石川昌澄さん、丸山正子さんは、西東京市立学校の学校医を務め、本市の学校保健の発展に貢献されました。

なお、石川昌澄さんにおかれましては、学校医退職後、昨年9月に御逝去されてござい

ます。

21番の吉岡政雄さんは、西東京市立学校の学校薬剤師を務め、本市の学校保健の発展に貢献されました。

以上21名の方々につきまして、教育委員会表彰の対象者とするものでございます。

なお、例年3月に実施してございます表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、被表彰者が一堂に会する形での式典は実施しない予定とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 「CATCH」のことですが、「CATCH」の編集委員で、毎年「CATCH」を編集する子どもたちはいるんですけども、「CATCH」の編集で表彰されるのは例年のことでしょうか。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、今回が初めてとなっております。

資料②の右側でございますが、こちらの活動につきましては東京都教育委員会の表彰も受けているところがございます。改めまして学校長のほうから、今回、市教育委員会の表彰のほうにも推薦があったということでございまして、審議させていただいたという経過がございます。

以上です。

○今井委員 初歩的な質問ですみません。児童とか生徒が表彰の対象かどうかというのは、どういうふうに分かるんですか。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては、教育委員会の表彰の規則というのがございまして、こちらに基づきまして表彰の基準というものを設けてございます。こちらにつきましては、学校長のほうに周知させていただいてございまして、こういった該当するような方々がいらっしゃいましたら学校から推薦をいただくような形で今事務を進めているところでございます。こういった競技会の大会結果を学校長のほうで把握されていると思われまして、該当する場合には学校長のほうから推薦が上がってくるという流れになっております。

○今井委員 そうすると、そういういい成績をおさめたときは、学校にそういった報告がいくようになってくるんですか。そういうふうに記録を出したときはお知らせくださいみたいな感じで、学校から保護者とかに伝えているということなんですか。

○掛谷教育企画課長 何か事務的にそういった決まりがあるというところではないというふうに把握してございます。ただし、いろんな活動がございますので、そういった中で学校のほうには情報が上がってくるのが一般的なのかなというふうには考えているところです。

○山縣教育指導課長 一応情報収集を各学校ではしています。顕著な成績をおさめたところとか、あるいは身近な英検何級に受かりましたということ含めて校長の判断でいろいろ表彰はするんですけども、その中で、今回教育委員会から学校にこういう表彰をするから推薦をとるときには、保護者にも案内を学校から行い、情報収集を進め、必要な手続きや関係書類を提出していただいております。

○山田委員 私もちよっと質問させてください。この審査基準を見せていただくと、「児童及

び生徒の表彰」の中に、「2年以上継続して実践した社会奉仕」とか、「2年以上継続して実践した福祉活動」というものが挙げられていますけれども、これを理由として表彰を受けた例というのはどのくらいあるのでしょうか。

- 掛谷教育企画課長 ここ数年のところはこういった実績はないような状態になっているところでございます。
- 山田委員 ない理由というのは、本当にこういう表彰対象の行為がないのか、あるいは選考のやり方に何か問題があるのか。見させていただくと、スポーツはわかりやすいので集中してきて、しかもスポーツの場合には何年間にもわたって、それは当然強い子は強いですよ、そういうところに集中していると。そうすると、本当に平等な意味での表彰となっているかどうか、子どもたちをエンカレッジしていくこと自体は非常にいいことだと思うんですけども、時々そういう観点で、実際に子どもたちにいろんなことをさせる動機付けになるのかということ点を点検していく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思いました。
- 掛谷教育企画課長 御意見ありがとうございます。これからもこういった取組を進めていく際には、今いただきました御意見も踏まえながら、より広くこういった表彰の対象者を集められるように取組を進めてまいりたいと思います。
- 米森教育長職務代理者 今のお話にも関係するかと思いますけれども、印象だけですけども、小学生が大体多かったような気がするんですけども、今回は小学生が少ない。多分そういうような情報がないのか、そういう基準なのかはよくわかりませんが、たまたまこういう結果になるということがありそうな気がします。  
それとあと、例えば警察で、街の中で人命救助して助けた子どもさんがいるとか、何かいいことをした子どもでそういう表彰をほかで受けるようなケースがあったりしますよね。そういったことは多分これで拾えないかもしれないと、拾えるのかな、何かよくわからないですけども、そういうケースも課長言われたように広く拾えるようにする。例えば前から言われているのは、こっちにいるけれども私立の学校に行っている子で、何かそういういいことをやった子とかいろいろあると思いますので、せっかくですからこれを機会に、小学生も少ないなと思いましたので、そのあたりちょっとまたお考えいただくような機会かなというふうに思います。
- 後藤委員 関連することなんですけれども、可能であれば関係機関等と連携を図って、そういうところに投げかけるのも一つのアイデアかなというふうに思いました。  
それから1個教えてほしいのですが、このコロナ禍の中で、様々な運動やスポーツ大会が実施できなかったことも聞いています。例年に比べて、例えば運動、スポーツなどはどのくらい数が増えたか、減っているのでしょうか、どんな状況なのでしょうか。
- 掛谷教育企画課長 昨年度でいいますと、小学校、中学校のスポーツの関係ですと24件でございました。今年が14件というところでございますので、やはり大会数が減っているというところも影響しているのかなというところがございますが、例年に比べてやはり低いというような形になってございます。
- 山田委員 私も同じことをお聞きしようと思ったんですけども、逆にチャンスが均等じゃなかったんですよ、今年は。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大会と、受けな

った大会と。そういったものが例年のとおりの表彰の仕方で子どもたちは納得してくれるとは思いますが、教育効果というのはどうなのかなというちょっと疑問がありますね。例年どおりにやっちゃっていいのかという。例えば今年度はペンディングにしておいて、新型コロナウイルス感染症が収まってもう1回とか、そういう考え方も一方ではあり得るんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから。

- 掛谷教育企画課長　今回はそういった形で大会数自体が少なかったというところもございすので、こういったものを受ける機会というのが昨年度と比べるとやはり少ないのかなというところもございす。そういったところも含めまして、こちらの制度のほかにも教育長表彰という制度もございすので、例えば大会ではなかったけれども少し活躍された方とか、そういった方につきましては別の表彰の制度もありますので、そういったところをうまく組み合わせながらこういった活動の奨励というんでしょうか、というところを考えていければなというふうに思っております。

以上でございます。

- 木村教育長　ほかに質疑はございせんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

- 服部委員　例えばこの表の中で、1番から10番までは何らかのスポーツということで、指導者を仰いでやっている校外活動であったりすると思うんですが、11番から14番までの「CATCH」というのは図書館がやっている行事で、「CATCH」はすごく良いことをしているんですね。子どもたちが非常に自主的にそういう書評みたいなものを出していて、子どもたち同士がきちんと集まって会議してすごく良いものを、良い場を図書館が提供しておられる指導者はいないんですね。だから、こういう本当に自主的な活動で都から表彰していただいた。でも、多分都から表彰されたということは図書館が推薦したのかなと思っていたんです。

ですから、学校では人権作文を書いて表彰されたり、絵を描いて表彰されたりという機会が用意されていますし、スポーツの場合はいろんな大会があるんですけども、こういう本当に子どもたちが自主的にやっている活動で評価される場面を、学校もそうですし学校以外の例えば公民館とか、図書館もこういう形でなさっていますし、そういう活躍の場を作っていってあげてそれが評価されるというふうになっていかないと。たまたま道を歩いていて人を助けるということがあるかもしれないけれども、それはすごく見つけにくいことですし、そういうような機会を増やしていったらいいなという意味で、今回この4人が入っていらっしやるのはすごくうれしかったです。

以上です。

- 山田委員　一言なんですけれども、本当に意見というか、やっぱり最近貧富の差というか、そういう親の所得が子どもの教育等に反映してしまうようなことが起こりつつあって、例えばこういうスポーツなんかも、いわゆる英才教育が受けられる子どもたちは活躍できて成績をおさめてくるだろうと。そこを表彰すること自体が悪いとかそういうことではないんですけども、そういう恩恵を得られないけれども一生懸命頑張っている子どもたち、そういう子どもたちをどうやって見つけ出すのかと。逆にそういう子たち、頑張っって本来表彰してあ

げたいぐらいの子がいる可能性もあるんだけど、そういう子をどうやって見いだすのかというところについてやっぱり少し考えていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

- 木村教育長 先ほど教育指導課長からもお話があったとおり、学校が子どもたちを日頃からよく観察して、いろいろな子どもたちの動きを先生方が把握できるような、まさにあったか先生じゃないですけども、そういう環境をつくるということが非常に大事ではないかなと思いますので、今、山田委員、それから服部委員からお話があったようなことについては、是非校長会などの中でまた伝えていきたいな思っております。

ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

これより議案第10号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 木村教育長 日程第7 報告事項に入ります。

下野谷遺跡整備事業に係るクラウドファンディング（実績報告）、の説明をお願いいたします。

- 和田社会教育課長 下野谷遺跡整備事業に係るクラウドファンディング（実績報告）、につきまして報告いたします。

昨年11月2日から開始しました「したのや縄文里山プロジェクト 東京に縄文のムラを作ろう！」は、令和3年1月31日をもちまして寄附受付期間を終了いたしました。寄附金額は当初の200万円を大きく超え、寄附件数延べ191件、寄附金額474万145円を達成することができました。本プロジェクトに御支援、御協力いただいた皆様に心から御礼申し上げます。

報告は以上です。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。
- 

- 木村教育長 日程第8 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。

- 今井委員 あったか先生のことなんですけれども、西東京あったか先生の言葉自体は大分広まってきているように感じているんですけども、実際、保護者の立場から学校生活の中で具体的に先生がどういう動きをしてくださっているかというのが、今はまだちょっとわかりにくいようなんですね。

今年度は特に学校公開がなかったり、学校に足を運ぶ機会がほとんどなかったりするから仕方がないのかなと思うんですけども、西東京市教育委員会で示しているあったか先生というのを、各学校とか各先生がうちの学校ではこういう活動に当てはめてこんなことをしていますとか、うちのクラスではこんなふうにあったか先生を意識してやっていますみたいに伝えてもらえると、保護者の方の理解も広まっていくのかなというふうに思いました。

今、なかなか先生のお話を聞ける機会も少ないんですけども、今ちょうど保護者会の時

期だったりもすると思うので、ホームページでも学校のお便りでも保護者会でもいいんですけども、そんなふうに頻繁に話題にしてもらえるといいかな思ったので、今後ともよろしくをお願いします。

- 荒木統括指導主事 御指摘どうもありがとうございます。7月にあったか先生の周知をしてから各学校様々な取組をしております。私どももその報告を聞いて、良い取組を市全体に広げていくという新たな課題を見いだしたところがございます。11月には校長の代表、副校長の代表、教員の代表と教育委員会の事務局をもって、あったか先生プロジェクトチームを立ち上げました。その会議の中で、市全体で取り組むべきことを確認したところです。

今度の令和3年4月からは、あったか先生プロジェクトとして様々な共通した取組を実践してまいります。その中には、自校の学校でどういうふうに取り組んでいるのかということと、市全体としてどんな取組をしているのかということとを教育委員会としても発信していきたいと思っております。そのプロジェクトチームの報告書については来月の教育委員会で報告したいと思っておりますし、また市の教育委員会のホームページにも掲載したいと思っております。

- 今井委員 お願いします。

- 山田委員 先ほど新市長との懇談のときにもちょっとお話ししたんですけども、つい先だって2020年の公立学校情報化ランキングが発表されていまして、昨年、小学校が、西東京市は全体で総合的なランキングが1,444位だった、インフラが1,280位、教員の指導力というのが1,415位、それが2020年は、1,444が総合で1,254と若干上がっているんですね。ただ、インフラは1,280が1,200と、それから指導力は東京都として全部同じなので、西東京市に特化したことではないんですけども、若干上げて1,256、中学校は総合が昨年1,685が1,600、インフラ1,671が1,647、指導力が1,163が852、日本全国の市町村数は1,718ですので、1,600というのはかなり屈辱的な成績であって、2年連続こういう状態。

G I G Aスクール構想でインフラの部分は恐らく追いつくと思うんですね。ただ、東京都が一体どういう取組をしているのかと疑わしくなるような教員の指導力だということを踏まえると、西東京市、一生懸命頑張って、東京都はそれだけ低いけれども、教員の指導力をこれだけあるんだと言えるように、是非頑張っていっていただきたいというふうに強く思うので、よろしく願いいたします。

- 山縣教育指導課長 まずは毎年情報化に関する調査については、年度末に全ての教員に調査をかけているところがございます。ただ、ここで東京都としてのフレームで出している数値だと思いますが、年度末から年度はじめにかけて、当然教員異動等がありますので、その数値が異動人数に応じて少し変わってくるのは現実的にあります。

ただ、今回、西東京市として、やっぱりG I G Aスクールのことについては基本方針と私からの説明についてはDVDを通してで全て教員が視聴したところです。ここでは、やらない選択肢はありませんというようなことも宣言しましたので、そういった意味では心構えとして持っているかと思えます。活用のばらつきをどう平たくしていくかということが今後の課題で、やっぱり各学校核となる教員がいますので、その核となる教員を校長のリーダーシップのもとで広げていくということがこれからの課題と捉えています。

今言われましたように、やっぱり順位付けをすれば下位になってしまっていることが現実にあるので、次年度それが例えば3桁になり、2桁になるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 山田委員 期待しておりますので、よろしく願いいたします。
- 米森教育長職務代理者 質問の質問ですけれども、順番を聞いて、驚愕の順番をお聞きしたものですから、東京都全部、特別区も全部、東京都全体の指標なんですね。
- 山田委員 教員の指導力がそうです。
- 米森教育長職務代理者 教員はね。ほかのところ、上位はどういうところがあるんですか。
- 山田委員 上位、佐賀県が高いです。極めて高い。
- 米森教育長職務代理者 それはやっぱり違いがかなりあるということですか。
- 山田委員 自治体で大きな違いが。
- 米森教育長職務代理者 自治体でそんなに違いがあるんですね。
- 山田委員 僕もデータはそんなによく見ていなくて、とにかく西東京市に集中したものですから、よそのところはあれですけれども、ネットで調べていただければ無料でPDFがダウンロードできますので、御覧になれます。
- 米森教育長職務代理者 かしこまりました。
- 後藤委員 今の関連のことなんですけれども、教員の研修はもちろんすごく大事だと思うんですけれども、もし可能であれば民間企業と連携して、子どもたちの教育に関していわゆるネットやタブレットを使った形で様々なコンテンツとか、コンテンツだけではなくて根本的な教え方もちょっと今までとは違うような形で、ICT機器を本当にうまくツールとして使っているような例も出ていますので、そういうところに多分先生方が行くところというやり方があるのかと、こんな活用もあるのかと、新たな視点から見られるところもあると思いますので、そんなところも一つかと思えます。もちろん今までやってきて積み重ねてきたものを大切にするのももちろん大事ではありますけれども。

以上です。

- 山縣教育指導課長 今、後藤委員からもありましたように、今後市の教育の方向性として基本計画がありますけれども、やっぱり民間とコラボをうまくしていく、あるいは大学とうまくコラボをしていくということが必要なというふうに考えていまして、もう早速、校長のリーダーシップのもとで幾つかの学校から、ある学校からは次年度ちょっと大学と連携したいんだけれどもというような御相談もいただいているところです。

校長がいかにかに宣伝マン、広報マン、営業マンになって情報収集をし、自校の教育課程に反映させていくかというのは、教育委員会の支援も当然大切なんですけれども、ここは校長の手腕の見せどころというふうに私どもは捉えておりまして、このあたりのアプローチは今後の地域協働学校の取組も含めまして、民間、地域、大学、教育機関等の連携については積極的にこちらから学校にもアプローチをしていきたいというふうに考えているところでございます。

- 山田委員 もう1点、今のGIGAスクール等に関連するんですけれども、例えば、学校か

らインターネットにつながるところというのは、例えば学校は全部教育委員会かなんかに一旦入ってそこから集中して出るとか、独立なら多分いいと思うんですね。

最近やっぱりオンラインで仕事をするのが多々あって、昨日は千葉大学の先生が大学から参加すると全く回線の速度が悪くて、画像が出ていると声が割れるとかそういうことが起こる。それから、厚生労働省と仕事をする、厚生労働省の人たちの声が割れちゃうとか、要するにそういう大きな部署のインフラがちゃんと行っていないんですよ、回線が細くて出口が悪いと。

そういうことがもし学校で、その学校ごとにネットの環境がきちんとしていないと、いろんなことをやろうと思ったときにできなくなるので、そのところをきちんと調査していただいて、うまくいくんだという、だめなところはそこをきちんと手当してあげるようにしていただかないと、宝の持ち腐れになってしまうんじゃないかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○山縣教育指導課長 今のところネットワークについては学校ごとを想定しておりまして、もう4月からスタートですけれども、今、委員がおっしゃったように様々なことが多分想定されるというか、いろいろなトラブルがあるかなというふうに思っております。その中で一つ一つ教訓として潰していきながら、オンラインとか遠くにいる人と会話ができるとか、いろんなバーチャル的な体験ができるとか、そのあたりは円滑にできるようにこちら側も改善を重ねながら進めていきたいと考えています。

○山田委員 よろしくをお願いします。

○服部委員 先日、文科省の研修会にオンラインで参加させていただいて、私は情報化教育というところに出ました。こういう世代というか、教育委員などをやっている人たちの中では共通してやはり子どもたちへの発達ですとか、読書を含めてアナログな部分での子どもたちの育ちに対する不安の声が聞かれました。

学校とか自治体としては進めていくというのがもちろんですし、そのことによって子どもたちの教育が進むということは大事なんですけども、さっきちょっと準備会で言わせていただいたように、すぐにゲームが家でできるようになったりとか、時間制限ですとかそういうことは全て家庭の中の環境、親子関係に委ねられている状況になるんですが、いかんせんこの頃の、今の小学生世代ぐらいの親になってくると、そのことへの危機感があまりにもないですね。もっと小さい子の親なんかはもっとそうですけれども。

やはりこれは本当に市としても、子どもの育ちということで、そういうことを進めると同時に、心と体の育ちという意味での情報発信をして、かなりさっきの体を動かす体操のこともそうですし、あとスクリーンタイムの制限ですとか、シリコンバレーのCEOの方たちは14歳まで子どもに寝室に絶対持ち込ませなかったとか、ジョブズは8歳まで絶対子どもに何も渡さなかったとかというような話を聞きますと、よほど影響があるのかなと思ってしまいますけれども、そういったことも若い方は知らなかったりしますので、そういうことを進めると同時に一番大事なことが欠落しないように進めていただきたいなと思います。

○山縣教育指導課長 御心配ありがとうございます。今教育委員会としてやっていることは保護者向けのリーフレットを、これからスタートしますその際の注意事項であったりとか、



お願い事項についてパンフレットを作っているところです。また、貸出しの際も様々な要綱を定めているところがございます、それは今関係部署と調整を図っているところがございます。

今後、幼少期からもうタブレットが使えるというか、スマホを使っているような現状があることから、例えば保育園と連携して学校のいわゆる指導の現状を見てもらうとか、様々市長部局とも連携を図りながら、健康面の配慮であったり、親育ての機会であったりとか、そういったものについてもこれから枝葉で広義的にいろんな取組をしていく必要があるとも考えています。

これは教育委員会だけの力ではなかなかできませんので、保護者の方々がやっぱり自分事として捉えて子育てをしていただく一つの課題といたしますか、役割といたしますか、そういったことを家庭でもしっかり取り組んでいただくことが大切であると考えています。今後の取組も教育委員会から積極的に発信して、学校教育への理解やより良い子育ての啓発につながるような、そういった取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上をもちまして令和3年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。。

午 後 2 時 56 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員